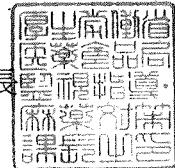


薬食監麻発第0710001号  
平成20年7月10日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長



薬事法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして  
厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件について

平成20年厚生労働省告示第375号により、薬事法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和38年厚生省告示第279号）が別添のとおり一部改正されたので、下記の改正要旨等について御了知の上、貴管下関係業者等に対する周知徹底及び指導に遺憾なきを期されたい。

#### 記

##### 1. 改正要旨

沈降精製百日せきワクチン及び沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンについて、手数料、検定基準及び試験品の数量が改正されたこと。

##### 2. 適用時期

公布日（平成20年7月10日）



# 官報

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

- 薬事法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働二二八）

〔告示〕

○指定統計を作成するために集められた調査票の使用に関する件（総務二八五・三八九）

○日本国に帰化を許可する件（法務二二九）

○マヘ島零細漁業施設整備計画のための贈与に関する件（外務四〇〇）

○港湾保安機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同四〇一）

○中波ラジオ放送網整備計画のための贈与に関する日本国政府とナイジェリア連邦共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同四〇二）

○マサシーマンガツカ間道路整備計画のための贈与に関する日本国政府とタンザニア連合共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同四〇三）

○食品衛生法に基づく登録検査機関の事業所の名称の変更の件（同三七九）

○食品衛生法に基づく登録検査機関の名称の変更の件（同三七八）

○食品安全法に基づく登録検査機関の事業所の名称の変更の件（同三七九）

○高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十四条规定に基づき厚生労働大臣が定める事項を定める件（同二二八〇）

○岩手県及び宮城県の一部の地域における国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給権者又は受給者が届書等を提出すべき日を延長する件（社会保険庁二二〇）

○保安林の指定を解除する件（農林水産一〇八七・一〇九五）

○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通八七四）

○航路標識に関する件（海上保安庁一九一・一〇〇〇）

〔省  
令〕

目次

- 薬事法施行規則第二百三条第三項の規定に基づき検定を要しないものとして厚生労働大臣が指定する医薬品等及び厚生労働大臣が定める場合を定める件（厚生労働三七四）

〔國會事項〕

(中国地方整備局五九)

- |                  |  |            |   |   |        |
|------------------|--|------------|---|---|--------|
| 国土調査の成果の認証の公告（同） | 国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告<br>（国土交通省） | 公証人任免（法務省） | 法務省<br>法務省<br>法務省<br>農林水産省<br>海上保安庁<br>福島県<br>広島市 | 金融厅<br>法務省<br>財務省<br>農林水産省<br>海上保安厅<br>福島県<br>広島市 | 〔人事異動〕 |
|------------------|--|------------|---|---|--------|

官厅

公告

- 適格機関投資家に関する公告、押収物還付、第三者所有物の没収関係

会社その他の  
物語

- 相続、公示催告、失踪、破産、免責  
特別清算、会社更生、再生關係

3 贈与の使用期限 平成二十一年三月三十一日  
まで

1 援助の目的及び内容 マサシーマンガツカ間道路整備計画を実施するために必要な

○厚生労働省告示第三百七十六号  
食品衛生法（昭和二十一年法律）

第一百二十二号) 第二十六条第一項から第三項までに規定する検査

日本署名者 側 植澤利次在ナイジエリア大使

び役務の供与

平成二十年七月十日

平成二十年七月十日 通信大臣

3 2 贈与の限度額 七億五千八百万円  
贈与の使用期限 平成二十一年三月三十一日  
まで

登録検査機関の名称及び所在地	検査を行う事業所の名称及び所在地	登録年月日
S GS ジャパン株式会社 神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目二番号ランドマーク 新千歳橋二十八番	S GS ジャパン株式会社食糧・食品事業部フレドテンヌティングセンター 神奈川県横浜市中区南仲通三丁目三	平成二十年五月七日

平成二十年六月二十七日にタルエスサテーム  
で、マサシーマンガツカ間道路整備計画のための  
贈与に関する次の概要の書簡の交換がタンザニア  
連合共和国政府との間に行われた。

○厚生労働省告示第三百七十四号

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）

タング・ニア側 グレイ・S・ムゴンジヤ財務経  
済次官 平成二十年七月十日

**則第一百三十二条**が規定する場合を除く場合は、前項の規定によるものとする。

第二百三十三条第三項の規定は基づき、薬事法が施行するものとして厚生労働大臣が指定する医薬品等及び

平成二十年七月一日  
薬事法施行規則第一百二十三条第三項の規定に  
定する医薬品等及び厚生労働大臣が定める  
薬事法施行規則第二百三条第三項に規定する厚  
生省の上欄に掲げるものとし、同項に規定する厚生  
省又は医療機器ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げ

**厚生労働大臣** 外添 要一  
坐つき検定を要しないものとして厚生労働大臣が指定する場合とおりとする。

医薬品又は医療機器

染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十七年法律第二百四十四号）第六条第一項第一号に規定する新型インフルエンザ等の発生による公衆衛生上の緊急事態が発生した場合は、直ちに、ワクチンの製造を行う必要がある。

○厚生労働省告示第三百七十五号  
薬事法（昭和三十五年法律第四百四十五号）第四  
十一号）第五十八条及び第六十条並びに薬事法施  
条第一項の規定に基づき、薬事法第四十三条第一  
大臣の指定する医薬品等（昭和三十八年厚生省告

十三条第一項、薬事法施行令（昭和三十六年政令第  
規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第百九十九  
の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働  
第二百七十九号）の一部を次のように改正する。

「1,082,400円」は、「72本

2の生物学的製剤の項沈降精製百日せきワクチノ田中「3.2.8」の次に「、3.2.9、3.2.10」を加え、同項沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチノ（最終段階）の田中「3.2.5」の次に「、3.2.8、3.2.9」を加える。

登録検査機関の名称	変更後の代表者の氏名	変更前の代表者の氏名	変更の日
株式会社環境分析センタ一	佐々木 洋	森山 洋	平成二十一年一月十日
財団法人岡山県健康づくり財団	井戸 俊大	末長 敦	平成二十一年四月一日
社団法人鹿児島県薬剤師会	田畠 光一	寺脇 康文	平成二十一年四月一日
財団法人宮崎県公衆衛生センター	安東 哲也	首藤 靖生	平成二十一年四月一日
津曲 文雄	佐伯 勝利	平成二十一年四月一日	平成二十一年四月一日
○厚生労働省告示第三百七十八号 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十六条第二項の規定により、同法第四条第 項に規定する登録検査機関である株式会社環境分析センターについて、平成二十年四月二十日をも とその名称を次のとおり変更する旨の届出があつたので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公 する。	平成二十一年七月十日	厚生労働大臣 深添 要一	平成二十一年七月十日
変更後の登録検査機関の名称	変更前の登録検査機関の名称	株式会社環境分析センター	

登録検査機関の名称及び所在地	検査を行う事業所の名称及び所在地	登録年月日
SGSジャパン株式会社 神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目二番一号ランンドマークタワー三十八階	SGSジャパン株式会社食糧・食品事業部フードテスティングセンター 神奈川県横浜市中区南仲通三丁目三十二番地一	平成二十年五月七日
株式会社エクスラン・テクニカル・センター 岡山県岡山市金岡東町三丁目三番号	株式会社エクスラン・テクニカル・センター 岡山県岡山市金岡東町三丁目三番一号	平成二十年五月九日
株式会社エコプロ・リサーチ 静岡県静岡市清水区渋川百番地	株式会社エコプロ・リサーチ 静岡県静岡市清水区渋川百番地	平成二十年五月十九日